

既存計画における地域リハビリテーション

1. 武蔵野市第三期長期計画 第二次調整計画

平成 13 年 3 月に策定された同計画の第 3 章「施策の体系」の、1「健康・福祉」の(5)「地域生活を総合的に支援する体制の整備」には、「地域リハビリテーションの推進」に関して、次のように記載されている。

地域リハビリテーションの推進

要介護高齢者や障害者が、継続した機能回復訓練や社会資源の活用を通して、地域で自立した生活を送れるよう、医療機関、在宅介護支援センター、補助器具センターなど、保健・医療・福祉の連携をさらに進める。

その一環として、現在、保健センター、障害者福祉センターで行っている機能回復訓練事業を統合し、相談・支援機能を付加した新たな地域リハビリテーションの拠点施設を整備する。(以下略)

2. 武蔵野市地域福祉計画

平成 14 年 3 月に策定された同計画の第 4 章の 3「社会資源を活かしたまちづくり」には、「総合的地域リハビリテーションのシステムづくり」として、次のように記載されている。

総合的地域リハビリテーションのシステムづくり

中核となる施設やその任務を決めたうえで、障害者福祉センター、在宅介護支援センター、保健センター、障害者総合センター、高齢者総合センター、介護保険の居宅・施設サービス事業者、関連する医療機関などで、地域リハビリテーションの観点からの情報の共有化と担い手の育成・役割の分担を図り、総合的なリハビリテーションの計画的実施のシステムを確立し、教育や社会的諸活動への参加支援並びに移動環境や住環境の整備などを視野に入れた幅広い地域生活支援のシステムを実現させます。(以下略)